

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。	1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性 飛騨地域観光協議会（以下「協議会」という）は、3市1村（飛騨市、高山市、下呂市、白川村）と岐阜県で構成し、飛騨地域の豊富な観光資源と、多彩な伝統文化を広域的に観光宣伝するとともに多様化する観光客のニーズに対応し、交流人口を増加させ、飛騨地域の活性化に寄与すること、及び、国際観光地区として外国人観光客の受け入れ体制の整備や外国人観光客の誘致を図ることを目的に活動している。 協議会では、3市1村と岐阜県が連携し、誘客促進のために必要な事業を協働して企画、実施しており、その経費を協議会規約第13条により、負担金として拠出する。 2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明 協議会は、飛騨地域の自治体が連携して広域的な観光推進事業及びプロモーション等を実施している唯一の組織である。

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。